条例施行規則様式第27号(第46条関係)

(第１面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 8 年 6 月 26 日

松本市長 様

提出者 〒390-0315
住 所 長野県松本市岡田町６２７番地
氏 名 株式会社 大原建設
代表取締役 大原 篤

電話番号 0263-46-6009

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第２項の規定により、令和7 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 大原建設
事業場の所在地	長野県松本市岡田町６２７番地
事業の種類	06 総合工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

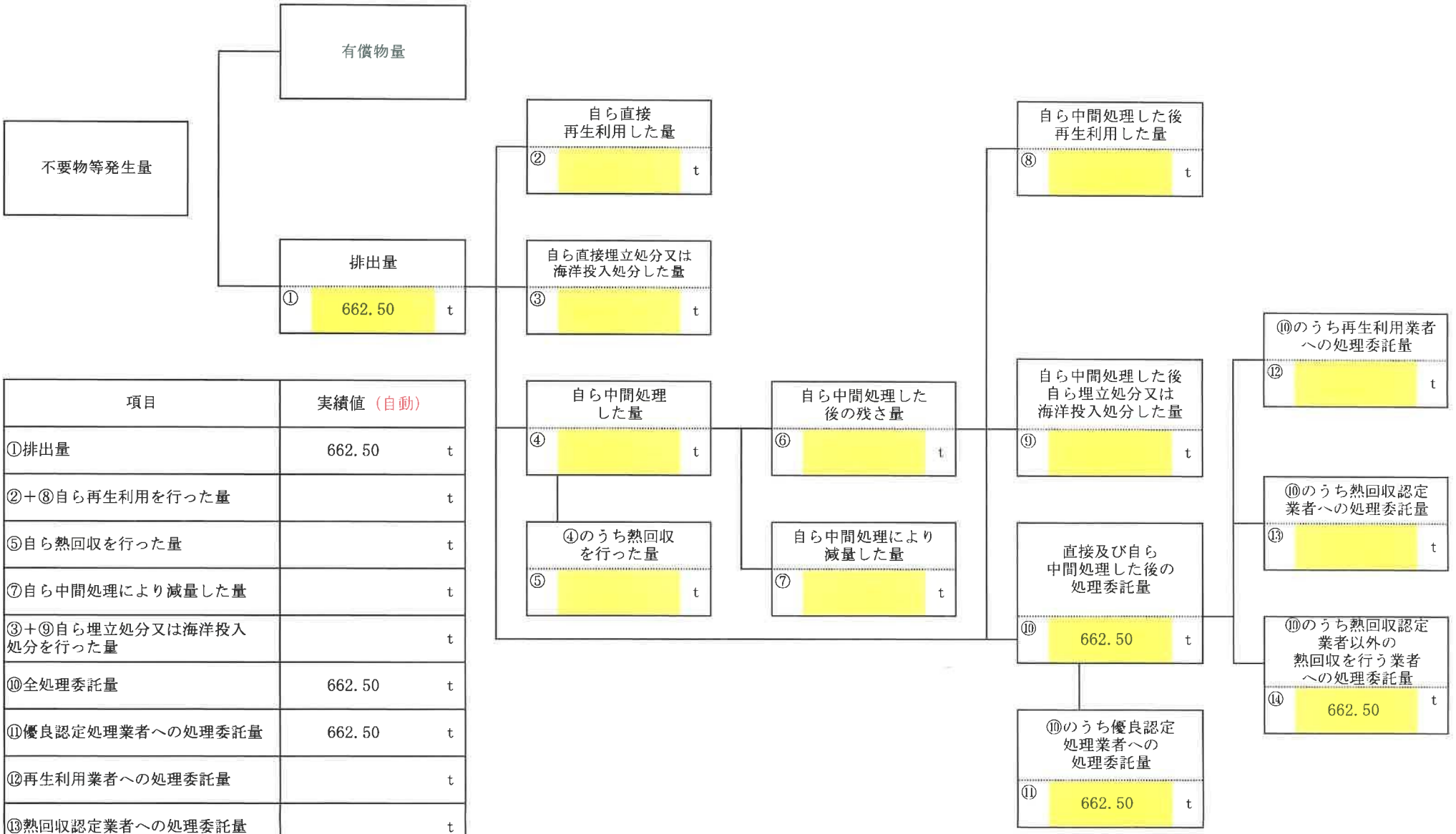
項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,500 t	全処理委託量	1,646.7 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	662.5 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	984.2 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	662.5 t

※事務処理欄

(日本工業規格 A列４番)

計画の実施状況

（産業廃棄物の種類：　燃え殻：汚泥：石炭がら　）

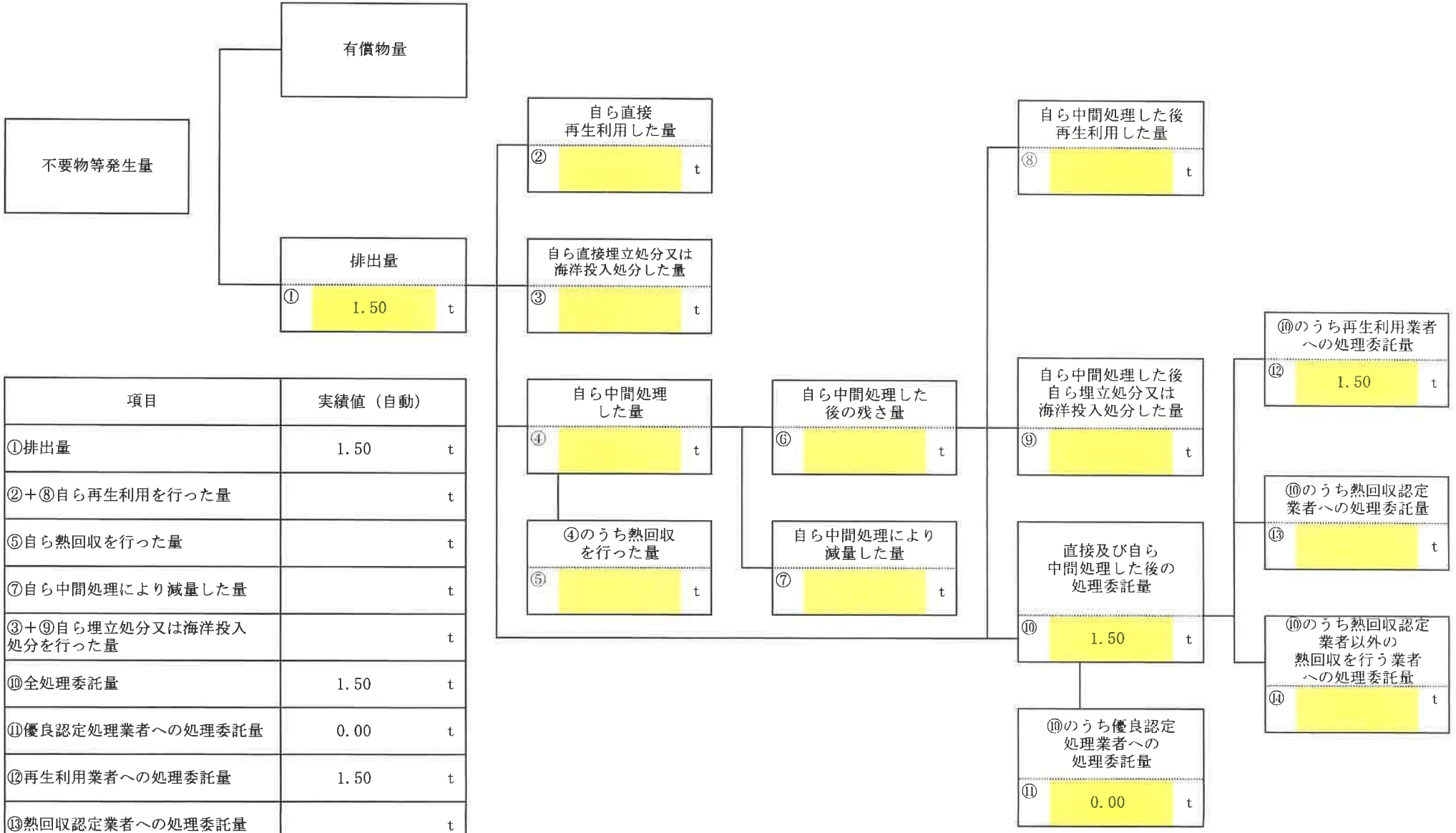


項目	実績値（自動）
①排出量	662.50 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	662.50 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	662.50 t
⑫再生利用業者への処理委託量	t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	662.50 t

（第２面）

計画の実施状況

（産業廃棄物の種類：　木くず　）

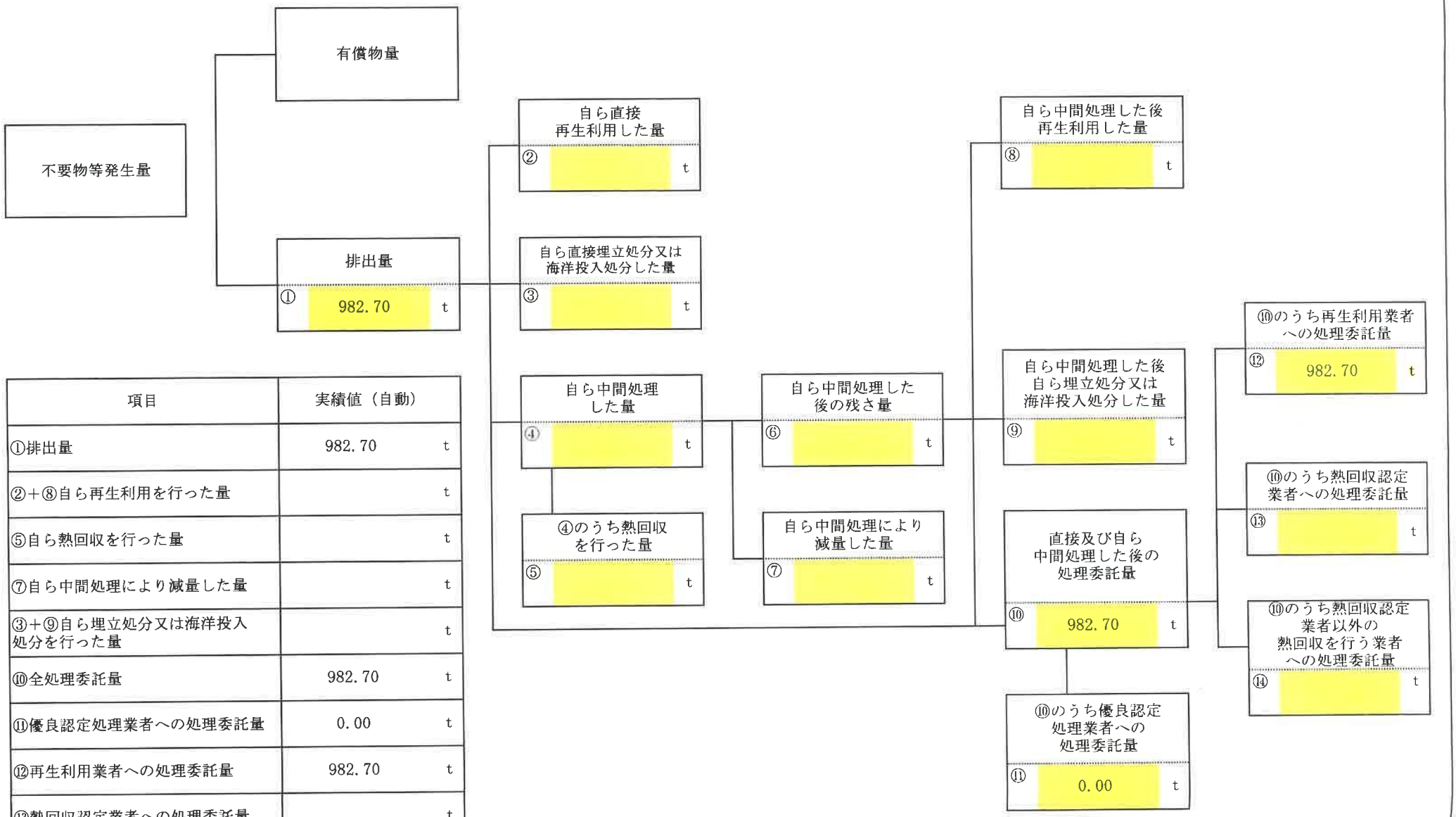


項目	実績値（自動）
①排出量	1.50 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	1.50 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	1.50 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

（第２面）

計画の実施状況

（産業廃棄物の種類：　　がれき類　　）



項目	実績値（自動）
①排出量	982.70 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	982.70 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	982.70 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

（第２面）

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の6月29日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

別紙2

令和　5 年度産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

単位：t

産業廃棄物の種類		排出量	自社内処理										委託処理				
			自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後再生利用した量	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	②+⑧自ら再生利用を行った量	③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩の委託量の内訳（重複する場合もあり）				
													直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
		①	②	③	④	⑤	⑦	⑥	⑧	⑨	②+⑧	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量	中間処理をせず自ら直接処理した量		自社内で中間処理する前の量		④の量から⑥の量を差し引いた量	中間処理した後の残さ物量	自社内で再生利用する量、又は他人に売却した量				自社内で処理を行わず直接委託した量と⑥のうち処理業者に委託して処理する量	優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）	中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）	認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）	認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
法律	1 燃え殻	662.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	662.50
	2 汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	3 廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	4 廃酸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	5 廃アルカリ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	6 廃プラスチック類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	1 紙くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	2 木くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	3 繊維くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	4 動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	5 ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	6 金属くず	1.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.50	0.00	1.50	0.00	0.00
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8 鉱さい	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	9 がれき類	982.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	982.70	0.00	982.70	0.00	0.00
	10 家畜ふん尿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	11 家畜の死体	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	12 動物系固形不要物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	13 ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	14 処分するために処理したもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合　計		1,646.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	984.20	0.00	984.20	0.00	662.50

※　総排出量①＝②＋③＋（④－⑥）＋⑧＋⑨＋⑩

※記入にあたっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。